

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針 (スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画について)

令和5年3月  
スポーツ庁政策課

### 1. 令和4年度の地方分権改革

地方分権改革推進本部（本部長：総理、本部員：全閣僚）が有識者会議（座長：神野直彦東京大学名誉教授）の意見を聴きつつ、毎年末に対応方針を決定。

今年度の重点事項の一つに「計画策定等に関する見直し」。

### 2. 地方自治体からの提案内容

#### 地方スポーツ推進計画の策定に係る努力義務規定の廃止

地方スポーツ推進計画の策定は本来地方公共団体の自主的判断に委ねるべきであるにも関わらず、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知は、実質的に計画策定を義務付けるもの。であり、地方自治体における業務効率化の観点から、計画策定の努力義務規定の廃止を求める。

(提案団体：広島県、全国知事会、茨城県、寝屋川市、高知県、五島市)

### 3. 政府の対応方針

- ・ 上記の通知等について、地方公共団体の負担軽減のため、以下の点など地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であることを令和4年度中に通知。
  - ① 地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能
  - ② 複数の地方公共団体で共同策定することが可能（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）
  - ③ 国のスポーツ基本計画（9条1項）は参考とすべきであるものの記載事項の全てを定める必要はなく、数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていること
- ・ 地方公共団体における計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

→上記の方針に基づき、地方公共団体に対して通知を発出済（令和5年1月18日付けスポーツ庁次長通知）。

(参考) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(抄)

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。) 町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。))にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 (略)

(参考) 「地方スポーツ推進計画」の策定等について(依頼)(抜粋)

(平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知)

1 「地方スポーツ推進計画」について

(1) 「地方スポーツ推進計画」を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと。なお、単独の計画を有さず、他の計画においてスポーツ分野を盛り込んでいる地方公共団体にあつては、総合性・体系性等の観点から当該計画の点検を行い、必要に応じ、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと。

(2) 第2期「スポーツ基本計画」を参酌した「地方スポーツ推進計画」の改定等を行っていない地方公共団体が多数となっていることから、同基本計画の目標達成に向け、適切な対応を検討すること。

2 スポーツ実施率に関する数値目標の設定について

(1) 成人に係る数値目標は、ほとんどの都道府県・指定都市において設定されている一方、指定都市以外の市区町村にあつては多数が未設定となっていることから、都道府県と域内の市区町村との連携を密にし、目標の設定・達成に努めること。なお、スポーツ実施率等に関する調査を実施していない、あるいは、数値目標を有さない都道府県にあつては、適切な対応を検討すること。

(2) このうち、障害者に係る数値目標を設定している団体は、都道府県・市区町村を通じて少数に止まっており、各地域の実状に応じて適切な対応を検討すること。

(参考) 地方スポーツ推進計画の策定状況(令和2年12月現在)

都道府県: 100% (スポーツ単独計画は93.6%)

指定都市: 100% (全てスポーツ単独)

市区町村: 88.6% (スポーツ単独計画は33.2%)

# 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和4年12月20日 閣議決定)

## 1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

## 2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 計画策定等については、「ナビゲーション・ガイド」の作成を行うとともに、計画策定を含む法律案等について内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供

## 3. 主な対応方針

### 1. 重点募集テーマに関するもの

#### <計画策定等>

- ① 公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止
- ② 市町村交通安全計画等の作成に係る努力義務の見直し
- ③ 地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し
- ④ 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化
- ⑤ 医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化
- ⑥ 空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

#### <デジタル>

- ⑦ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大(所有者不明土地法、森林法等に基づく事務)

- ⑧ 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大(管理不全空家の所有者特定等に関する事務)

- ⑨ 固定資産評価額等の市町村から都道府県への通知方法の見直し

- ⑩ 国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大とオンライン手続時の都道府県経由事務の見直し

- ⑪ セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る事務手続のオンライン化等

### 2. その他の事項に関するもの

- ⑫ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること

- ⑬ 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

- ⑭ 生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し

4ス庁第1721号  
令和5年1月18日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
殿

スポーツ庁次長  
角田喜彦

「地方スポーツ推進計画」の策定等に係る事務負担の軽減について  
(通知)

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、各地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとされています。

地方スポーツ推進計画の策定及び改定に当たっての配慮事項等については、「地方スポーツ推進計画」の策定等について（依頼）（平成30年10月23日付け30ス庁第464号スポーツ庁次長通知）等でお知らせしているところですが、今般、地方分権改革に関する提案募集において、地方スポーツ推進計画の策定等に係る負担軽減に関する提案があったことを踏まえ、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）において、その対応策を盛り込みました。

つきましては、地方スポーツ推進計画の策定等に係る事務負担の軽減策について、下記のとおりお知らせしますので、よろしくお取り計らいください。

都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長においては、域内（指定都市を除く。）の市町村長及び市町村教育委員会教育長に対して、このことを周知いただくようお願いいたします。

## 記

地方スポーツ推進計画の策定及び改定に当たっては、例えば以下のように、地域の実情に応じたより負担の少ない方法をとることが可能です。

1. 必ずしも単独の地方スポーツ推進計画である必要はなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置づけることも可能であること。
2. 近隣の地方公共団体と協力して策定したり、複数の地方公共団体で共同策定したりすることが可能であること（都道府県と市町村で共同策定する場合を含む）。
3. 地方公共団体は国のスポーツ基本計画を参考とすべきであるものの、同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと。
4. スポーツ実施率をはじめとする数値目標の設定については、地方公共団体の判断に委ねられていること。
5. 未策定の市町村において今後計画策定を検討するにあたっては、都道府県からの指導助言に加えて、国としても直接丁寧な相談に応じること。

### 添付資料

【別添】関係法令等

#### 【本件連絡先】

スポーツ庁政策課企画調整室政策調整係  
酒井

電話：03-5253-4111（内線 3936）

Mail：sseisaku@mext.go.jp

関係法令等

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○令和4年の地方分権改革に関する提案（概要）

提案事項：地方スポーツ推進計画の廃止

提案団体：広島県、全国知事会等

具体的な支障事例：スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知（30ス庁第464号）によると、『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。

○令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）  
（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

(14) スポーツ基本法（平23法78）

地方スポーツ推進計画（10条1項）については、以下のとおりとする。

- ・「地方スポーツ推進計画の策定等について」（平30スポーツ庁次長）等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）、国のスポーツ基本計画（9条1項）は参考とすべきで

あるものの同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

- ・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。